長久手市市民活動災害補償制度のご案内

長久手市では、市内に活動拠点を置き、地域社会の振興に寄与される市民団体のみなさんが、安心して活動を行えるように、 長久手市市民活動災害補償制度を設けています。

この制度は、市民活動中に起きた偶発的な事故等を市が補償する制度です。

補償制度の対象者

対象となる団体は、5人以上で構成され、 かつ、主たる構成員が長久手市民である市民団体。



補償制度の利用方法

- 1 本制度の適用を受けるには、あらかじめ市に登録することが必要です。
- 2 団体名や代表者、活動内容などについて、所定の登録様式で届け出てください。
- 3 届出の窓口は、活動分野を所管する市役所担当課になります。
- 4 届出の窓口が不明の場合は、くらし文化部たつせがある課にご相談くだ さい。

《ご注意》

本制度に登録された場合でも、団体のあらゆる活動が補償の対象となるものではありません。それぞれの**団体が行う公共的・公益的な活動が対象**となりますので、ご了承願います。

補償制度の内容

1 賠償補償

◆どんな補償なの?

市民団体、市民活動の指導者及び活動に従事する人が、市民活動に伴い、 誤って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に 支払われる補償です。

	事故の種類	支払い限度	舊額
1	身体賠償事故	1人につき 1事故につき	1 億円 1 億円
2	財物賠償事故	1事故につき	1億円
3 保管物賠償(4月1 1票日から1年間)		1事故につき10	0万円

2 傷害補償

◆どんな補償なの?

市民活動中の指導者及びスタッフ、参加者が「急激かつ偶然の外来な事故等」によって、けがをした場合に支払われる補償です。

ただし、<u>観覧者、見物人、市民活動を実施している施設等を利用しているだけの者は、対象外です。</u>

事故の種類		補償金額
1	死亡補償	300万円
2	後遺障害補償	上限300万円
3	入院補償	日額3千円
4	通院補償	日額2千円
5	特定疾病保障死亡 見舞金	50万円

市民活動団体の登録について

- ◆ 市民活動団体登録要件の事前のチェックポイント
 - 1 公益活動を行っていますか。
 - ※公益活動とは、「自主的かつ自発的に行う非営利の、不特定かつ多数者 の利益の増進に寄与することを目的とした活動」をいいます(5ページを参照)。
 - 2 対象となる団体は5人以上で、主たる構成員は長久手市民ですか。
 - 3 市内を中心に活動していますか。
 - 4 加入・脱退が自由な会則・規約がありますか。
 - 5 営利、宗教、政治及び選挙の活動又は公序良俗に反する活動ではありませんか。



要件が整っていれば・・・

- ◆ 長久手市市民活動災害補償制度に関する市民団体登録申請書の作成
- ◆ 添付書類の確認(会則、規約、構成員名簿など)
 - ※会則又は規約に関するチェック事項
 - 施行年月日は、申請書の申請日以前であること
 - 会の名称があり、かつ、目的が明確であること
 - ・入退会について自由が保障されていること
 - 会費等を徴収する場合は、その旨が記載されていること

※構成員名簿に関するチェック事項

- 全構成員を一覧にしてください。
- 住所は市町村名まで記入してください。
- 下部団体がある場合は、すべての団体名が分かる一覧も添付してください。



書類が整ったら・・

◆ 長久手市役所の担当課に申請書を提出(ご不明な場合は、たつせがある課に相談) ※記入漏れや添付書類がそろっているか確認して申請します。

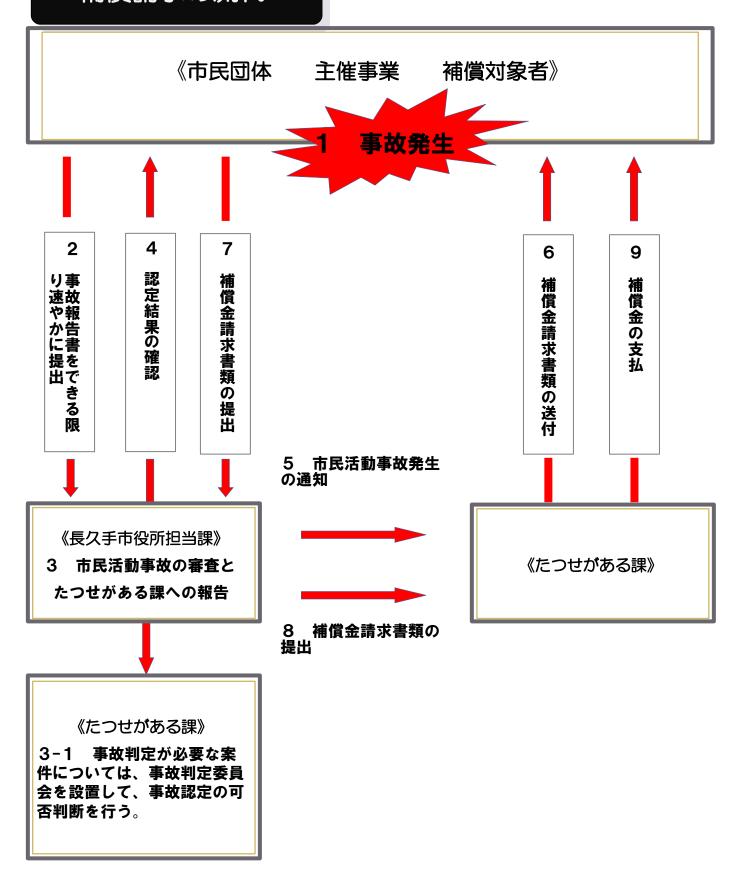


◆ 市(たつせがある課)が申請書の内容を審査し、登録の可否を判断します。 ※申請者には、登録の可否について市から通知します。



◆ 市民団体に登録され、補償制度が適用されます。
※申請書の提出から登録までおよそ3週間程度かかります。あらかじめご了承願います。

補償請求の流れ



- ※市民活動事故と市が認定しない場合でも、「4の手続」で市民団体(補償対象者)に対して、理由を添えて通知します。
- ※市民活動事故と認定した場合は、「5の手続」以降を進めます。

補償の対象となる活動

◆どんな活動が対象となるの?

市民及び市内に拠点を置く市民団体が、無報酬(費用弁償を除く。)で行う公共的・公益的な活動が対象になります。

	市民活動の区分	具体例
1	社会奉仕活動	清掃活動、美化活動、スポーツ 競技の運営、災害復興支援、公 共施設の管理、防災活動、交通 安全活動
2	社会福祉活動	高齢者・障がい者慰安旅行の付き添い、無償の高齢者介護など
3	社会参加活動	自治会活動、地域の夏祭りの運営、スポーツ以外のレクリエーション活動
4化	継続的かつ計画的な社会文 ・教育活動	講演会、音楽会、絵画教室、演劇会など
5 育活	継続的かつ計画的な社会体活動	地域のスポーツチームの競技、練習、上記1~4の活動を目的とする団体の親睦を目的として行われるスポーツ、スポーツを伴うレクリエーション活動

- ◆ただし、下記の活動は対象となりません。
- 1 もっぱら親睦、自己の技能等の向上を目的とした(練習)活動
- 2 会員同士の慰労を目的とした活動
- 3 政治、宗教、営利を目的とした活動
- 4 市の補助金、交付金又は委託等を受けて同種の保険に加入している活動
- 5 スポーツ活動の競技を主な目的として組織された、次の組織が行うスポーツ活動は補償対象外とする。
 - (1) 体育協会、スポーツ少年団の加盟団体
 - (2) 学生・生徒により構成された体育部および競技部
 - (3) 官公署または企業の体育部および競技部
 - (4) 狩猟はいかなる場合でも補償対象外

補償の対象にならないもの

◆どんな災害、事故が対象にならないの? 故意によるもの、天災、酒酔い運転、心身喪失による事故など

1 賠償補償

- (1) 故意による損害
- (2) 洪水、地震等天災による損害
- (3) 同居の親族に対する賠償責任
- (4) 自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任 など

2 傷害補償

- (1) 故意、けんか、自殺行為、犯罪行為及び闘争行為による事故
- (2) 無資格運転、酒酔い運転による事故
- (3) 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- (4) ハングライダー等生命に危険を及ぼすスポーツによる事故 など

詳しくは、「**長久手市市民活動災害補償制度**」で検索し、取扱要綱を確認してください。

連絡先

長久手市役所 くらし文化部たつせがある課 地域協働係 電話番号 0561-56-0602 (ダイヤルイン)